

第85回

弁済業務規約の変更について

法務・コンプライアンス室

(監修 弁護士 三浦雅生)

コロナ禍で注目を浴びた「脱ハンコ」ですが、当協会も弁済業務保証金分担金納付書への金融機関の押印を廃止するため、弁済業務規約変更の認可を本年2月、観光庁長官より受けました。

納付書への金融機関確認印押印を廃止

当協会の保証社員である旅行業者は、毎事業年度終了後100日以内に、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額を登録行政庁に報告する義務(通称「100日報告」)があります。その際、同時に当協会にも同様の報告をいただき、既に納付している弁済業務保証金分担金(以下「分担金」と)弁済業務規約が定める納付すべき分担金の金額との過不足を調整し、もし不足が生じていれば差額を追加して納付することとなっています。また、保証社員が変更登録(例えば第3種旅行業者が第1種旅行業者へと業務範囲を変更する)をする際や旅行業者が当協会の保証社員になる際にも分担金を納付する必要があります。

さて、この分担金の納付にあたっては、「弁済業務保証金分担金納付書」を金融機関に示し、金融機関による振り込みを受け付けた旨(金融機関の確認印押印欄が設けてある)と受付年月日の記入を受ける必要がありました。そのため、旅行業者は、金融機関に出向いてその窓口で、現金の振込と納付書を提出して振込を受け付けた確認印の押印を受けるという手続きが必要でした。ひと昔前であればごく当たり前の手続きでしたが、インターネットバンキングが当たり前になるとこのような手続きは煩わしいものとなります。一方で、金融機関も業務効率化の流れで確認印押印手続き自体に手数料を収受するようになったり、店舗の縮少、コロナ禍も相まって来店をより抑制しており、更に、店舗を持たないイン

ターネット専門銀行としか取引が無い旅行業者の場合には、そもそもこの手続きすら出来ないという不便な状況が生じており、まさに「脱ハンコ」の必要性が生じていました。

そこで、弁済業務規約を改正し、これら納付書への金融機関の確認印押印を廃止し、代わりに当協会において入金確認を納付書に記載することにする内容に改め、納付書の様式も変更いたしました(一般社団法人全国旅行業協会(ANTA)の弁済業務規約においても同様の改正が行われました)。

ボンド保証規程も変更しました

また、ボンド保証会員がボンド保証金を金銭で納付する場合の納付手続きにおいても弁済業務規約と同様に金融機関の確認印を必要としていたもので、「ボンド保証規程事務細則」を改正してこれらの押印手続きを廃止しました。

地味なテーマですが、保証社員の皆様の手続きが簡便になりましたのでご紹介をさせていただきました。なお、9月には「旅行業務取扱管理者証」や「外務員証」への押印も不要となり「脱ハンコ」が進んでいます。



担当：杉原賢二

